

電気通信事業法施行規則の一部改正等に関する意見募集の結果

[意見募集期間: 令和5年9月13日(水)から令和5年10月12日(木)まで]

提出意見数: 計3件(法人2件、個人1件)

(意見提出者一覧、50音順)

アルテリア・ネットワークス株式会社

マイクロソフト・コーポレーション

個人(1件)

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案				
省令 柱書き				
1	個人	「改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め。」と記載されているが、一部改正をしているのは様式第50の4に限られると思われ、そうであれば「改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め。」とすべきではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、」を「改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、」に修正します。	有
電気通信事業法施行規則第57条第2項				
2	個人	・「前項の表四の項」は「前項第一号の表四の項」とすべきではないか。	電気通信事業法施行規則第57条第1項に「号」は置かれておりませんので、案の通りとします。	無
3	個人	・「二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。」とあるが、「二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者」とは何か。再卸を想定した規定と思われるが意味が不明瞭である。仮に卸元の卸電気通信役務の提供において重大な事故が生じた場合、一次卸先の電気通信役務においても重大な事故が生じたことになり、二次卸先の電気通信役務において生じる重大な事故は「当該卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者において生じた重大な事故」に相当することになるから、この規定がなくても二次卸先(三次卸先以降も同様)は簡易な様式により報告を行うことができるのではないか。	頂いた御意見を踏まえ、「当該卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。)を行う電気通信事業者」を「当該卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者」に修正します。	有
電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 附則				
4	個人	公布の日から施行することとされているが、適用関係としては、公布の日を生じた電気通信事故に係る報告から適用するのか、公布の日から行う報告から適用するのか。	「公布の日から行う報告から適用する」ことを想定しております。	無
電気通信事業法施行規則第五十八條第二項第一号の規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める告示案				
5	個人	第1号の基準について、複数の基地局が一の地域をカバーしている場合、そのうち一方で電気通信役務の提供が停止しても、当該基地局のカバーエリア全体が影響を受けるわけではないこともあるため、そのようなケースも踏まえた制度とすべきではないか。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
6	個人	第2号の基準によるうとする前に、基地局のカバーエリア内の人口等の基準によるべきではないか。ルーラルエリアも含めて基地局整備が進む現在において、特に都市部において過小な数値となる懸念がある。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
7	個人	そもそも、電気通信事故が生じた際に具体的な影響利用者数を特定できないような電気通信設備には問題があると言わざるを得ず、せめて第1号の基準によることができるよう、基地局毎の利用者数を特定できるような電気通信設備を構築するよう、技術基準等で義務付けるべきではないか。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン(第7版)(案)				
P13,P15 提供を停止又は品質を低下 ③データ伝送役務(ベストエフォートサービス)				
8	アルテリア・ネットワークス株式会社	今般、品質の低下に係る基準や影響利用者数の算定方法を規定したベストエフォートサービスの対象は第二号基礎的電気通信役務および携帯電話・PHSアクセスサービスに限定されておりますが、固定系ISPサービスにおいて第二号基礎的電気通信役務と共通部分の箇所が故障した場合等、同様の考え方が特段の支障なく適用できる場合も想定されます。従い、「第二号基礎的電気通信役務および携帯電話・PHSアクセスサービス以外のサービスにおいて、同様の考え方を適用することが適切な場合に適用することを妨げるものではない」旨を追記いただくことを要望致します。	本ガイドライン改正は、ベストエフォート型のFTTHアクセスサービスがユニバーサルサービスとして新たに位置付けられた中、ベストエフォート型のFTTHアクセスサービス及び携帯電話・PHSアクセスサービスについて、電気通信設備の故障に起因して利用者に一定程度以上のサービス影響を及ぼした「品質の低下」を「重大な事故」に該当するものと整理することが必要であるとの問題意識に基づき、実施するものです。今回頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。	無
P17 ⑥中継系事業者・加入者系事業者の定義				
9	アルテリア・ネットワークス株式会社	影響利用者数の算定方法に記載されている、事業者の区分(中継系事業者・加入者系事業者)について、それぞれ、長距離事業や国際事業における中継系事業者や加入者系事業者と誤解を生じやすい用語であると考えられるため、卸電気通信役務の提供関係も包含するというのであれば、「中継系等事業者」または「中継系・卸元事業者」「加入者系等事業者」または「加入者系・卸先事業者」と明確に区別できるような用語としていただくことが望ましいと考えます。	ガイドライン案P17において、「中継系事業者」は、「利用者(エンドユーザ)」に直接役務を提供するのではなく、加入者系事業者へ相互接続や卸電気通信役務を提供することにより、役務を提供する電気通信事業者」と、「加入者系事業者」は、「利用者(エンドユーザ)」に直接役務を提供する電気通信事業者」と定義しておりますので、頂いた御意見の内容はこれらの記載で表現できているものと考えます。	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
P17,P18	⑦リアルタイム性のある音声・画像伝送サービス(Web会議システム等)			
10	マイクrophon ・ コーポ レシ ョン	<p>事故報告ガイドラインの改正案からは、ウェブ会議の障害による真の影響を数値化することが本質的に困難であることが窺えます。改正案にあるような、個々のユーザーが「サービスを利用しようとした」か否か、あるいは、正確性のある事故報告の根拠として過去のサービス利用実績に依拠できるか否かについて判断するには、変数が多すぎるのではないかと考えます。更に、単にウェブ会議を主催する権限を有する全ての利用者を影響利用者数として報告するというのは、あまりにも範囲が広すぎ、このようなサービスが日本において利用不能であると認識されたとしても、会議主催者が会議に参加していないかつ、日本に所在していない場合や、会議が別の国でホストされている場合には、当該サービスは利用可能であるといったことも考慮されていないように思われます。</p> <p>なお、さらに付け加えますと、ウェブ会議に対して事故報告義務を課す必要性があるのかという点についても、当社として意見させていただきたいところです。ウェブ会議に対して事故報告を求めることは、他国の電気通信事業規制当局の関心事項や実務からかなり離れたものであるように思います。当社は、こうしたことを検討している他国の規制当局を認識しておりません。当社は、このトピックに関する総務省の検討グループに参加し、他国の規制当局がそのようなルールを提案していない多くの理由を共有させていただきました。総務省は、事故報告の枠組みをウェブサービスにも適用するという点において異色の存在といえます。この点に関するグローバルな経験から、当社は、事故報告ガイドラインに対して、実務上の懸念を再度表明させていただきます。グローバルなウェブ会議サービスが、現代の生活において重要な機能を果たしているという点については、総務省の見解に同意いたします。同サービスは、人々を結び付けることにより協力し合う機会を向上させており、遠隔地間・組織間の通信や会議を可能にしています。しかし、ウェブ会議サービスは、現地のライフライン・サービスとは様々な点で異なるものであり、このことは、事故報告が果たすとされる役割の問題に関わってきます。</p> <p>まず、あるウェブ会議サービスが利用不能になったとしても、容易に、かつ多くの場合無料で、別の競合するウェブ会議サービスに直ちにアクセスし、利用することができます。このような状況は、マルチホームミングと称され、多くのビジネスユーザーは、会議主催者の選択に従って多様なウェブ会議アプリケーションによる会議に参加することに慣れています。別の選択肢が即座に利用可能である場合には、事故報告の果たす役割は小さくなります。</p> <p>また、単独のサービス(ISP、携帯電話、従来型の電話等)を運営する従来型の設備ベースのサービスと異なり、ウェブ会議は、コミュニケーションのための多様な手段をユーザーに提供しています。ウェブ会議サービスは、ウェブ音声やPSTN音声、ビデオ、チャット、カレンダー、ファイル共有等の機能が単独のアウトプットに組み合わせられ、統合されたものであることが多く、これらの機能の中には、ウェブ会議中に使用されないものもあります。VoIPサービスが利用不能である場合であっても、ユーザーは、会議に参加するためにPSTN通話を利用することができます。ユーザーがチャットをするための処理能力が限られていても、Eメールを利用することができます。</p> <p>1対1の音声サービスに用いられる報告の手段及び枠組みは、ウェブ会議サービスと大きく異なるものであるため、ウェブ会議サービスへの適用は適切ではありません。ウェブ会議サービスは動的であり、インターネット向けに最適化され、国及び組織をまたいで複数当事者により使用されます。例えば、ウェブ会議は、日本国内のユーザーによって設定できますが、日本のサーバーやデータセンターを一切介することなく、日本国内の参加者が一人も含まれない場合もあります。ウェブ会議サービスによっては、オンライン会議をホストするデータセンターは、主催者の場所と結び付けられていません。ウェブ会議サービスには、ホスティングについて、会議の最初の参加者にとって最適なデータセンターで行われるよう設定するもの、データ境界内に設定するもの、ある時点において容量が最も大きいデータセンターに設定するものなどがあります。そのため、どこで事故が発生しているか、又は日本のユーザーが何らかの形で影響を受けるか否かを判断するのは困難となります。</p> <p>また、どこで事故が発生しているかの判断に加え、影響を与えた利用者の人数の特定も、相当に困難です。ウェブ会議前及びウェブ会議中の参加者の人数は、大きく変動します。主催者や参加者は、会議中に参加者を追加したり、管理したり、削除したりすることができます。招待された若千名が出席して、オンライン会議に参加することも珍しくありません。</p> <p>当社としては、ウェブ会議に対して事故報告義務を課すべきではないのではないかと考えております。総務省は、このサービスを「社会的に重要」としていますが、そのことは、事故報告が必須であるという結論には直ちに結びつかないのではないのでしょうか。ウェブ会議と、固定電話や携帯電話の通話、インターネット・サービスその他の種類の通信との重大な違いは、十分に認識されるべきであるように思われます。また、従来型のサービスに関する事故報告の種別が、ウェブ会議のようなそれと大きく異なるサービスに対しては、重要といえる理由も必ずしも明らかではないように思われます。それには、例えば、日本の企業や個人の利益がどのように保護または推進されるか等、事故報告の実践的な目的の説明が必要です。</p> <p>当社としては、まず、このような大きく異なるサービスについて、なぜ事故報告が重要であるかに関しての具体的な説明が必要なのではないかと考えます。そのような根拠が明確に説明されることで、事象をモニターするために適切な基準の設定が可能となります。そうでなければ、基準が適切であるか、何らかの目的を果たすものであるか否かを評価するベースが存在しないこととなります。</p> <p>また、当社は、総務省が、ウェブ会議や事故報告全般について、より慎重なアプローチをとることでもできるのではないかと考えております。まずはウェブ会議の事故報告の特性について経験を通じて知見を得ていくことが有益と思われ、例えば、ウェブ会議の事故報告が本当に必要であるか否かを判断するために、検討グループの範囲を広げ、検討期間を延長することが考えられます。この検討期間には、ウェブ会議サービスに事故報告を適用するための具体的な目的と目標を策定するというゴールも含まれるべきです。その上で、事故報告が必要と判断された場合には、まずは、ウェブ会議サービス提供事業者に対して、例えば、2時間以上継続し、かつ10万人を超える利用者に影響を与えた事故に関して、四半期毎の自主報告を行うことを求めるなど、より実務的なアプローチをとることでもできるのではないのでしょうか。日本におけるウェブ会議サービスの事故の種類や影響について把握することにより、総務省は、事業者に対して、自らのサービスに沿った事故報告のプランを提示することを求めるなど、柔軟性をもたらすことができます。このような段階を踏むことにより、総務省と事業者は、報告すべき事故や基準、また市場が十分に事故に対処しているか否かについて、よりよく把握するための時間を得られることになると考えます。</p> <p>最後に、総務省が、従来通りの事故報告義務を、こうした新たなグローバル・サービスにも適用していく方針を進めるということであれば、当社は、日本における経験もふまえて、このような論議において他国の電気通信事業規制当局によって受け入れられている以下の指針を提示させていただきます。</p>	<p>本ガイドラインの改正は、令和5年7月18日に情報通信審議会から、デジタル化の進展に対応した事故報告制度・電気通信設備等に係る技術的条件について一部答申がなされたことを踏まえたものであり、関係者が参画する複数回に及ぶ公開の会議体による議論を経てとりまとめられた内容に基づき行うものです。</p> <p>提出された御意見について、以下のとおり考え方をお示します。</p> <p><電気通信事故報告制度の目的について></p> <p>電気通信事業は、社会経済活動に必要なサービスを提供する公共性の高い事業であり、継続的・安定的なサービス提供が求められています。このような電気通信事業の性質を踏まえ、電気通信事故報告制度は、利用者の利益の保護のため、事故が発生した場合に、総務省としてもその実態を把握し、必要に応じて指導、助言、命令等の再発を防止するため適切な措置を講ずることを可能とするためのものであり、電気通信サービス一般に適用されるものである点について今回の改正により変更はありません。</p> <p>事故が発生した際に利用者を与える支障・影響はサービスの重要度や社会的影響力に応じて異なることを踏まえ、電気通信事業法に規定する「重大な事故」の報告の対象となる事故の基準がサービスの重要度や社会的影響力に応じてそれぞれ規定されております。リアルタイム性のある音声・画像伝送サービス(Web会議システム等)のように複数のサービスが複合したサービス・アプリケーションについては、音声伝送サービス、画像伝送サービス、チャットサービス等の提供するサービスごとに「重大な事故」への該当性を判断することを基本とすることが適切と考えます。このうち、音声伝送サービスについては、緊急通報の取扱いはないものの、社会経済活動に不可欠な役割を果たしており、加入電話や携帯電話サービスと同様に双方向で同時に意思疎通を可能とする性質を有するものであるため、当該サービスに影響が生じた場合は、報告の対象となる事故の基準のうち「緊急通報を取り扱わない音声伝送業務」に該当するものと扱うことが適切と考えます。</p> <p>なお、複数国においてサービス展開を行う特殊性に関するご意見について、我が国の制度において報告すべきこととされている事項は、事故に関連する主要な内容(事故の発生日時、影響を与えた範囲、事故の発生原因等)であり、複数国において事業を行う電気通信事業者に多大な追加コストを生じさせるものではないと考えます。また、グローバル展開の有無によって報告期限に差異を設けることは我が国における電気通信サービスの安全・信頼性の確保という制度趣旨にかなうものでないと考えます。</p> <p><事故の影響利用者の算定について></p> <p>Web会議システム等の影響利用者数について、P17 ⑦アの方法を基本とし、これが困難である場合にはP17 ⑦イの方法により算定することになります。ご指摘にある「ウェブ会議を主催する権限を有する全ての利用者を影響利用者数として報告する」という事態は、これらA及びBによる把握が困難である場合に生じるもの(P18 ⑦ウの方法)となります。</p> <p>なお、P17 ⑦アの方法において、サービスを利用しようとしたが利用できなかった利用者数の把握が困難である場合には、サービスを利用しようとしたが利用できなかった会議主催権限を有する者の数による把握を行うことが適当であり、P17 ⑦イの方法において、利用者数の把握が困難である場合には、事故発生時と条件が近い時間帯(原則として事故の1週間前の日の同時時間帯)においてサービスを利用して会議主催権限を有する者の数による把握を行うことが適当であると考えます。</p> <p><その他></p> <p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	無

番号	意見提出者	提出意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
		<p>事故報告の指針</p> <p>1.サービスの復旧が優先事項であるという認識。事故発生中の報告のために、復旧作業中のエンジニアから情報収集を行うことは、ミッションクリティカルで必須のサービス復旧を損なうことになる。</p> <p>2.サービスの種類によっては、よりミッションクリティカルなものとそうでないものがあり、基準値や報告時期は、そのような違いを反映すべきである。</p> <p>3.特にグローバルなウェブベースの生産性サービスについては、企業(その従業員ではない)が顧客であり、そのことを前提とすべきである。</p> <p>4.他国において事故報告システムを整えている企業が、同一のシステムを用いることができるよう、報告における柔軟性を確保すべきである。</p> <p>5.グローバルなサービスについては、最初の報告まで最低72時間とすべきである(これは、世界中の法人顧客に対するマイクロソフトのコミットメントに沿ったものである)。このことにより、企業は、より意味のあるアップデートを提供することができる。</p> <p>6.報告までの期間の経過は、基準値の要件に達したサービスの事故が発生したことが確認された時点を開始時点とすべきである。</p> <p>7.フォローアップの報告は、全ての関連する情報が当初の報告において提供されていない場合にのみ必要とされるべきである。関連する情報とは、事故の説明やサービス提供事業者が再発防止のために実施した内容の説明である。詳細な最終報告が必要である場合には、調査や正確な報告のために十分な機会を与えるため、事故から14~21日以上経過後の提出とすべきである。報告が規制当局に提出された後に、規制当局から質問がなされた場合には、(期限との関係で)それ以降の期間の進行は全て停止されるべきであり、期間について事業者の不利な形で計算されないようにすべきである。適時に報告を行っている限り、罰則を科すべきではない。</p> <p>8.サービスの重大事故報告の基準値が要求される場合について: 事故報告は、ミッションクリティカルなサービスとそうでないサービスで区別されるべきである。サービスが無料である場合には、クリティカルである度合いが低くなるはずである。例えば、顧客が複数の代替サービスを利用可能であるか、かつ/または、緊急通報サービスのようなクリティカルな事項のために当該サービスに依存していない場合である。</p> <p>i.音声伝送サービス(VoIPサービスを含む)であっても、無料のサービスについては、重大事故報告の基準値として、12時間以上かつ影響利用者数100万以上という基準を用いるべきである。この基準値には、無料のサービスは、ミッションクリティカルの程度が低い傾向にあることが反映されている。(代替案として、継続時間数と、影響を受けた利用者の比率を用いることも考えられるかもしれないが、影響を比率で計算するのは困難であることから、比率ではなく利用者数の方が、より算定しやすく望ましい。)</p> <p>ii.有料サービスにおける事故報告基準値としては、2時間以上かつ当該時間内における少なくとも10万人の影響利用者数とすることを推奨する。</p>		